

## 規 則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十三号

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（法附則第二条第一項の給付を含む。以下同じ。）」を削る。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

様式第 1 号

児童手当認定請求却下通知書

第 年 月 日 号

様

(認定を行う者)

年 月 日付けで請求のあった児童手当については、次の

とおり認定したので通知します。  
理由で請求を却下

認定に関する事項		
1 支給対象児童数	3歳未満	人
	3歳以上	人
	第3子以降	人
	計	人
2 手当月額	3歳未満	円
	3歳以上	円
	第3子以降	円
	計	円
3 支給開始年月	年 月	から
4 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	( )	
認定請求却下に関する事項		
却下した理由 ( )		
備考		

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則  
(平成17年埼玉県規則第3号) 別記第1の1の規定による文を記載し、教示する  
こと。

児童手当額改定通知書  
 改定請求却下

第 年 月 日

様

(認定を行う者)

請求

改定については、届出により次のとおり改定  
 児童手当の額の 職権 したので通知します。  
 改定の請求については、次のとおり却下

額改定に関する事項		
1	改定後の支給対象児童数	3歳未満 人 3歳以上 人 第3子以降 人 計 人
2	改定後の手当月額	3歳未満 円 3歳以上 円 第3子以降 円 計 円
3	改定年月	年 月から
4	改定(増・減額)の理由	( )
額改定請求却下に関する事項		
却下した理由 ( )		
備考		

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載し、教示すること。



未支払児童手当支給決定通知書  
請求却下

第 年 月 日  
号

様

(認定を行う者)

年 月 日付けで請求のあった未支払児童手当の支給については、  
次のとおり支給することに決定したので通知します。  
請求を却下

支払の内容	支給期間	年 月分から 年 月分まで
	支給額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則  
別記第1の1の規定による文を記載し、教示すること。

児童手当支払差止通知書

第 年 月 日  
号

様

(認定を行う者)

次のとおり児童手当の支払を一時差し止めたので通知します。

支 払 差 止 の 内 容	支 払 差 止 の 事 由	
	支 払 差 止 額	円
	支 払 差 止 期 間	年 月分から 年 月分まで

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載し、教示すること。

様式第 6 号

(表面)

児 童 手 当 受 給 者 台 帳

受給者	所 属		異動変更		異動変更		異動変更		支 払 金 融 機 関		名 称		口 座 番 号		
	(ふりがな)		職員番号		住所		電話 ( )								
	氏 名		個人番号												
	性 別	男・女	生年月日	配偶者の有無	有・無	(ふりがな)	配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の職業	アイウ	被用者 公務員 被用者等でない者				
児童の兄姉等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	氏名及び個人番号		続柄	生年月日	住 所		職業等	通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)		申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)			
	.....			..	.....		学生 無職 その他		年 月	1. 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2. 別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3. その他 ( )		1. 生活費 (食費、家賃等) 2. 学費 3. その他 ( )			
児 童	氏 名 及 び 個 人 番 号		続柄	生 年 月 日	同居・別居 の 有 無	住 所	監 護 の 有 無	生 計 関 係	児 童 と の 関 係	児 童 手 当 該 当 年 月 日			非 該 当 年 月 日		
	.....			..	同・別	.....	有・無	同 一 ・ 維 持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	3 歳 未 満	3 歳 以 上	第 3 子 以 降	.....		
	.....			..	同・別	.....	有・無	同 一 ・ 維 持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	.....	.....	.....	.....		
	.....			..	同・別	.....	有・無	同 一 ・ 維 持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	.....	.....	.....	.....		
	.....			..	同・別	.....	有・無	同 一 ・ 維 持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	.....	.....	.....	.....		
	.....			..	同・別	.....	有・無	同 一 ・ 維 持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	.....	.....	.....	.....		
備 考	扶養親族等及び児童の数		人		認 定 年 月 日		支 給 開 始 年 月		手 当 月 額						
	うち70歳以上の同一生計配偶者 及び老人扶養親族の合計数		( 人 )		年 月 日		年 月		3 歳 未 満 分 円 3 歳 以 上 分 円 第 3 子 以 降 分 円 計 円						
	所得の状況		年分所得額		年 月 日		年 月								
			円		(消滅事由)										

(裏面)

区分		年度	年度	年度	年度	年度	
現況届	届出の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	前年の所得金額	円	円	円	円	円	
	扶養親族等及び児童の数	人	人	人	人	人	
	うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数	人	人	人	人	人	
	備考						
支払金額	10月期	支払年月日	・	・	・	・	
		児童手当の	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	
		支払金額	3歳以上分 円 第3子以降分 円 計 円				
	12月期	支払年月日	・	・	・	・	
		児童手当の	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	
		支払金額	3歳以上分 円 第3子以降分 円 計 円				
	2月期	支払年月日	・	・	・	・	
		児童手当の	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	
		支払金額	3歳以上分 円 第3子以降分 円 計 円				
	4月期	支払年月日	・	・	・	・	
		児童手当の	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	
		支払金額	3歳以上分 円 第3子以降分 円 計 円				
	6月期	支払年月日	・	・	・	・	
		児童手当の	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	
		支払金額	3歳以上分 円 第3子以降分 円 計 円				
	8月期	支払年月日	・	・	・	・	
		児童手当の	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	
		支払金額	3歳以上分 円 第3子以降分 円 計 円				
	備考						

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の様式第一号、様式第二号及び様式第四号の規定にかかわらず、令和六年九月以前の月分の児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第十二条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第二条第一項の給付に係る通知書の様式については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。